

学校法人森友学園への国有地売却の真相究明と公文書書換えの責任追及を求める
意見書

学校法人森友学園への国有地売却に関する決裁文書が書き換えられていたことが明らかとなった。財務省によると、書き換えられたのは14文書に上り、森友学園との価格交渉の経緯や「本件の特殊性」などの文言、財務省本省の関与を疑わせる記述、複数の政治家等の名前などを削除したことを認める内容である。

財務省は、虚偽答弁を重ね、偽物の文書を国会に提出していたことになる。このことは国会審議の前提と信頼が覆り、国権の最高機関である国会を愚弄し、主権者である国民を欺く言語道断の異常事態と言わざるを得ない。公文書管理法は公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」と明記し、その管理を通じて「国の活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」を求めている。公文書の書換えは、国会や国民が行政を監視することを妨げ、その結果、行政への信頼を失わせ、日本の民主主義そのものの根幹を揺るがすこととなる。

よって、本市議会は、国権の最高機関である国会において、学校法人森友学園への国有地売却に関して、決裁文書の書換えをはじめ、事案の真相究明が速やかに行われるとともに、決裁文書の書換えに関与した者の責任を厳しく追及するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月23日

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣殿
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 京免康彦